

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対処方針の改定

広島県立広島産業会館

主催者様へのお願い

1. 12月1日から令和3年2月末までの期間

【大声での歓声、応援などが想定されない場合】

展示会・商談会・説明会・講演会・試験・ワークショップ・各種教室・ショーなどのイベント
収容率の上限を100%とします。

【大声での歓声、応援などが想定される場合】

コンサート・プロレス・格闘技などのイベント
収容率の上限を50%とします。

2. 人と人との間隔（1m）を空けて、十分な距離を確保してください。

座席と座席の間隔も1メートルあけてください。

3. 参加者の整理・待機列（間隔は1m）の誘導を行ってください。

4. 搬入時と搬出時、当館貸出備品および他社と共用する物品の消毒をお願いします。

5. 当館常設のレストラン・売店のイートインスペース以外の場所では食事はできません。

（食品関連イベントは、当館が提示する感染防止対策の実施が認められた場合のみ許可）

引き続き、6～12の感染防止対策の順守をお願いします。

6. 関係者すべての方が、マスク着用は必須です。

飛沫感染防止対策として、商談テーブル・受付カウンター・集中レジなどの対面場所は、
アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮へいしてください。

なお、対面接客スタッフは、マスク＋フェイスシールドを着用してください。

7. 検温を実施して、発熱（37.5度以上）などの症状のある方の入場はお断りしてください。

有料イベントの場合は、払い戻しの措置を規定してください。

8. 参加者すべての方へのマスク着用を義務付けてください。非着用の方の入場はお断りしてください。

9. 個人情報の取扱いに注意しつつ、参加者の氏名・連絡先の把握に努めてください。

10. 入場口および館内にアルコール消毒液の設置を行ってください。

11. 定期的に扉や窓を開けるなど、館内の換気を行ってください。

12. スマホの接触確認アプリ「COCOA」か「広島コロナお知らせQR」の活用を呼びかけてください。

※ 今後、感染状況等に変化が見られ、新型コロナウイルス感染症における広島県の対応方針が変更された場合は、施設の利用の可否や利用人数の制限、その他の項目についても変更することがありますので、上記の詳細事項は、広島産業会館にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

広島県立広島産業会館

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-18

TEL : 082-253-8111

E-mail : sangyoukaikan@hiwave.or.jp